ＮＴＴグループ中期経営戦略について

平成１７年１２月５日
総　　務　　省

ＮＴＴグループ中期経営戦略の概要

「ＮＴＴグループ中期経営戦略」（２００４年１１月発表）

(1) 端末からネットワークまで一貫してIP化された次世代ネットワークを構築。

(2) 次世代ネットワークは、移動通信と固定通信の融合を含めたサービスの共通基盤として構築。

(3) ２０１０年には、３，０００万（固定電話全加入者６，０００万）の顧客に光アクセスと次世代ネットワークサービスを提供。

(4) 次世代ネットワークを活用したソリューションやノントラヒックビジネスにおいて、２０１０年までに５，０００億円の売上げ増を目指す。

(5) 固定通信事業の設備投資は、２０１０年まで従来の設備投資額と概ね同程度の水準（累計５兆円）で実施。

(6) 固定通信事業における運営コストの削減を図り、２０１０年までに８，０００億円のコストダウンを目指す。

「ＮＴＴグループ中期経営戦略の推進について」（２００５年１１月発表）

(1) 光ファイバ・無線をアクセス回線とし、県内／県間、東／西、固定／移動のシームレスなサービス提供をIPベースで可能とする次世代ネットワークを構築。

(2) 次世代ネットワークは、ＮＴＴ東西・ドコモが構築。

(3) ２００６年度下期から次世代ネットワークのフィールドトライアルを開始し、２００７年度下期に次世代ネットワークによるサービスの本格提供を開始。

(4) ＩＳＰ、ポータルサービス等の上位レイヤサービスをＮＴＴコミュニケーションズに統合。

(5) 固定・移動のトータルソリューションの強化等のため、法人ユーザに対してＮＴＴコミュニケーションズが一元的に対応。

(6) 通信・放送融合の流れを踏まえ、コンテンツ配信ビジネスの拡大を図る。

(7) グループ会社の連携により、サービス申込み・料金請求の一本化等のワンストップサービスを提供。

＜参考＞ＮＴＴグループの構造と規制

ＮＴＴ法

ＮＴＴ（日本電信電話株式会社）

持株会社

売上高　３，２３２億円　人員数　２，８００人
（連結：１０兆８，０５９億円）（連結：人員数　２０万１，５００人）

持株会社の業務

◇地域会社の株式の保有を通じた適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保
◇基盤的研究開発業務

100% **ＮＴＴ東日本（東日本電信電話株式会社）**

地域会社：東日本における地域電気通信業務

売上高　２兆１，８０９億円　人員数　１万４，２００人

100% **ＮＴＴ西日本（西日本電信電話株式会社）**

地域会社；西日本における地域電気通信業務

売上高　２兆９８０億円　人員数　１万２，８５０人

地域会社の業務

◇東日本及び西日本における地域（県内）電気通信業務
◇県間通信等を行う場合、公正競争の確保に支障がないことを確保する観点から、総務大臣の認可が必要

100% **ＮＴＴコミュニケーションズ**

長距離・国際通信業務等

売上高　１兆９００億円　人員数　７，７００人

57% **ＮＴＴドコモ**

移動体通信業務

売上高　２兆５，７１２億円　人員数　５，８５６人
（連結：４兆８，４４６億円）（連結：　２１，５２７人）

54% **ＮＴＴデータ**

システムインテグレーション等

売上高　７，３８２億円　人員数　７，６２０人
（連結：８，５４１億円）（連結：１８，７２０人）

売上高・人員数は、
平成16年度末のもの

電気通信事業法

市場支配的な事業者に対する規制

1．接続に関する規制

【主な規制】
◇接続約款の認可・公表(移動系事業者は届出)
◇接続会計の整理(固定系事業者のみ)

2．一定の行為の禁止

【主な禁止行為】
◇接続情報の目的外利用・提供
◇事業者間の差別的取扱い
◇他事業者(製造・販売業者を含む)に対する不当干渉
◇子会社等である事業者との役員兼任(固定系事業者のみ)
◇電気通信設備の設置等に関する他事業者への不利な取扱い(固定系事業者のみ)

＜参考＞ＮＴＴ法の規律

	日本電信電話株式会社	東日本電信電話株式会社･西日本電信電話株式会社 (地域会社)
目的 (第1条)	◇東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図る。 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行う。	◇地域電気通信事業を経営する。
事業 (第2条)	◇地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使 ◇地域会社に対する必要な助言、あっせんその他の援助 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究 等	◇地域（＝同一の都道府県内）電気通信業務 ◇総務大臣の認可※を受けて、地域電気通信業務を営むために保有する設備･技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務 ※　総務大臣は、地域会社が当該業務を営むことにより地域電気通信業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、認可しなければならない 等
責務 (第3条)	◇国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保 ◇電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及	
株式 (第4条～第6条)	◇3分の1以上の政府保有義務 ◇3分の1までの外資規制	◇全ての株式を日本電信電話株式会社が保有
総務大臣の主な監督事項 (第10条～第14条)	◇定款変更、事業計画、取締役の選解任、利益処分等の認可 ◇財務諸表の提出	◇定款変更、事業計画、重要な設備の譲渡等の認可 ◇財務諸表の提出

＜参考＞電気通信事業法に基づく非対称規制

	第一種指定電気通信設備（固定系）を設置する事業者 【都道府県ごと占有率50％超】	第二種指定電気通信設備（移動系）を設置する事業者 【業務区域ごと占有率25％超】	その他の事業者
接続義務（第32条）	◇接続請求応諾義務	◇接続請求応諾義務	◇接続請求応諾義務
特別な義務（第33条、34条）	◇接続約款の認可、公表 ◇接続会計の整理 ◇LRIC適用 ◇ｱﾝﾊﾞﾝﾄﾞﾙ、ｺﾛｹｰｼｮﾝ	◇接続約款の届出、公表	（な　し）
禁止行為※（第30条）	◇接続情報の目的外利用･提供 ◇事業者間の差別的取扱い ◇他の事業者（製造業者、販売業者含む）に対する不当な規律･干渉	◇接続情報の目的外利用･提供 ◇事業者間の差別的取扱い ◇他の事業者（製造業者、販売業者含む）に対する不当な規律･干渉	（な　し）
特定関係事業者（NTTコム）との間の禁止行為（第31条）	◇役員兼任 ◇接続に必要な設備の設置等について、他の事業者に不利な取扱い ◇役務の提供に関する契約締結の媒介等について、他の事業者に不利な取扱い	（な　し）	（な　し）
サービス規制（第20条、21条）	◇指定電気通信役務：保障契約約款 （特定電気通信役務：ﾌﾟﾗｲｽｷｬｯﾌﾟ）	（な　し）	（な　し）

※　第二種指定設備設置事業者のうち「禁止行為」の適用対象者については、市場シェア等も勘案して個別に指定。

＜参考＞通信料金等の低廉化

（H17．8．1現在）

①市外通話（東京－大阪間）

（平日昼間3分間、税抜き額）

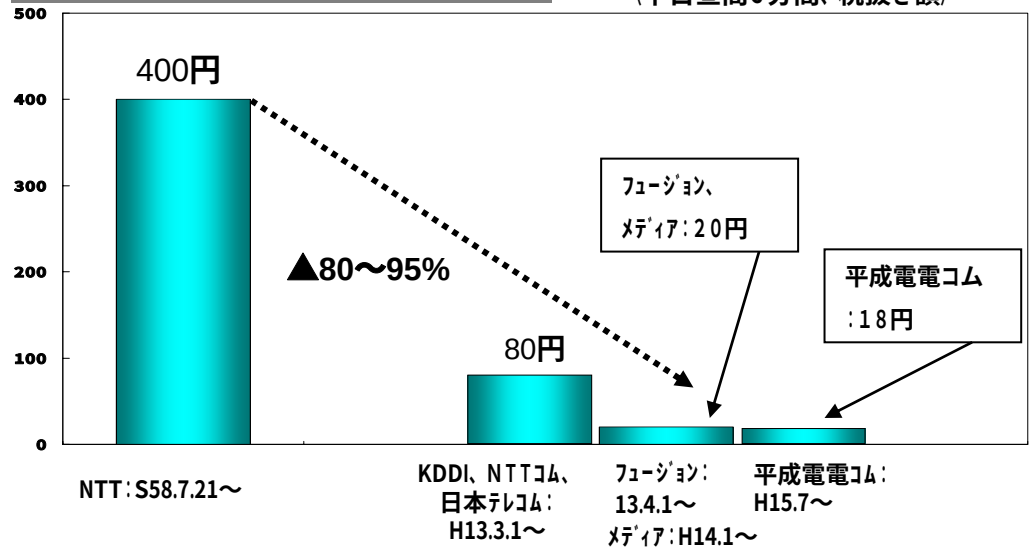

②市内通話

（平日昼間3分間、税抜き額）

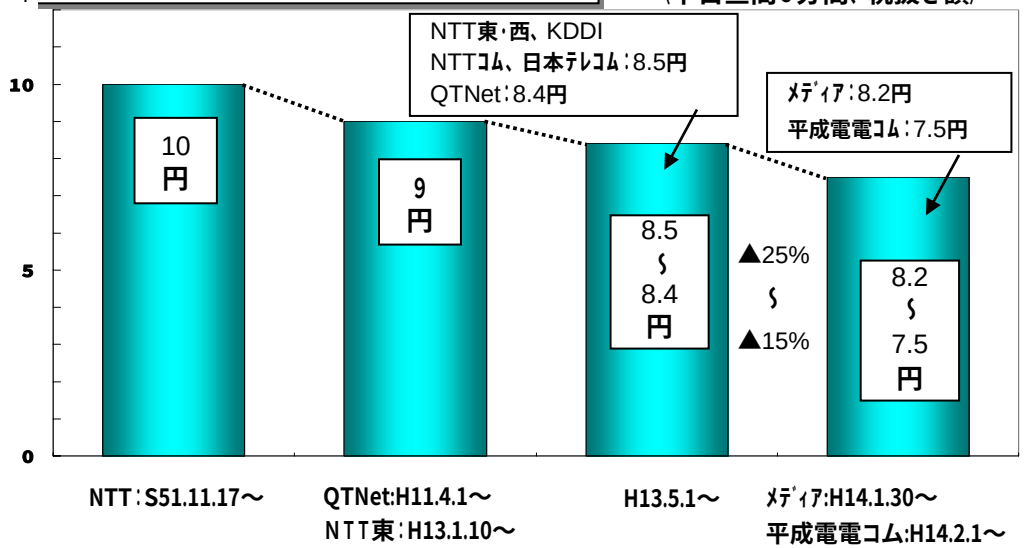

③国際通話（日米間）

（平日昼間3分間）

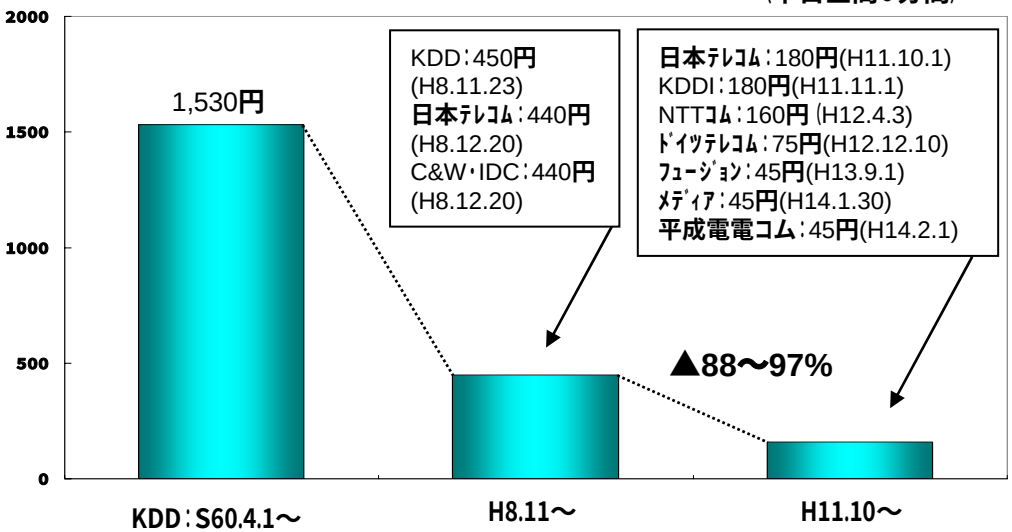

④携帯電話（800MHzデジタル方式）（NTTドコモの場合）

【基本料】

【通話料】（携帯→固定、県内）
（平日昼間3分間、税抜き額）

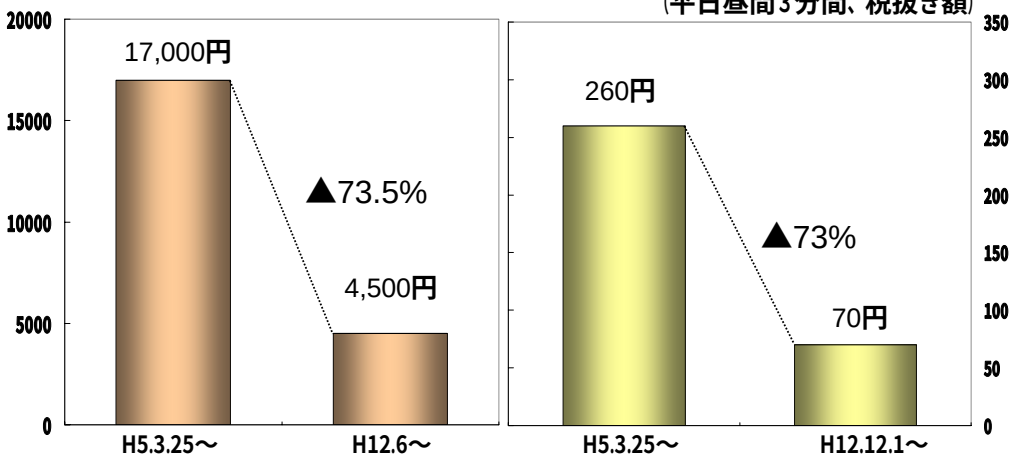

（注）H5.3.25から「800MHzﾃﾞｼﾞﾀﾙ方式」開始
基本料、通話料はプランA

＜参考＞ブロードバンド料金の国際比較

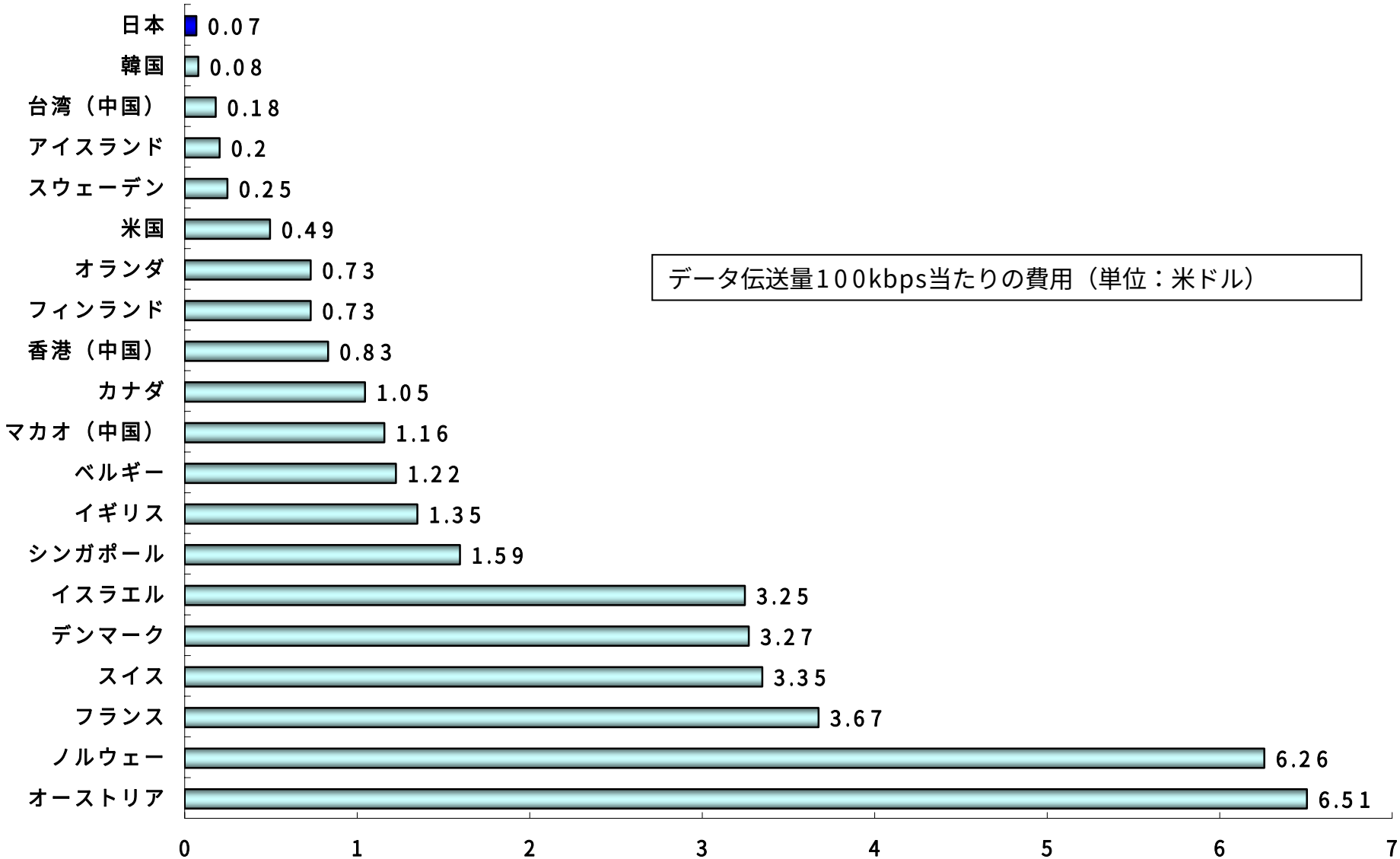

出典：“ITU Internet Reports 2005: The Internet of Things” (2005**年**11**月**)

＜参考＞ＩＰ化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会

◆ 通信網が従来の電話網からIP網へ転換を遂げようとしている中、本格的なIP化時代を見据えた新しい競争ルールの在り方を検討することが重要な課題。

◆ 平成17年10月より「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」（座長：林敏彦　放送大学教授）を開催（～平成18年9月）

IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会

目　的

本格的なＩＰ化時代の到来に向け、
- ➢今後の競争ルールの在り方に関する基本的考え方を改めて整理
- ➢料金・接続政策の在り方について検討課題を抽出し、今後の検討のロードマップを明確化

⇒ 競争政策の予見性を高め、ブロードバンド市場のプレーヤによるそれぞれのビジネスモデルの高度化・多様化を促進

主な検討課題

○ 本格的なIP化時代の競争政策の基本的考え方
- ■IPベースのネットワーク構造に係る移行プロセス--競争ルールとの関係
- ■サービス競争と設備競争の関係
- ■垂直統合型のビジネスモデルに対応した公正競争確保の在り方

○ 新しい接続政策の在り方
- ■指定電気通信設備制度の在り方（制度の枠組み、指定設備の範囲等）
- ■接続料算定の在り方（電話網の接続料算定の在り方、将来原価方式の在り方等）
- ■接続形態の多様化（例：トランジット、ピアリング）への対応

○ 新しい料金政策の在り方
- ■新しい料金体系への対応（ビジネスモデルの多様化に対応した料金政策の必要性）

検討課題については、現在パブリックコメント（～11/30）により広く意見を求めているところであり、この結果を踏まえ、12月中に決定。